

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	食品衛生申請等システムに係る外部結合について
--------	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第17条第1項第2号（法令等の定めに基づく外部電子計算機との結合）

（担当部課：健康部衛生課）

## 事業の概要

事業名	食品衛生申請等システム
担当課	衛生課
目的	国（厚生労働省）が全国共通で運用する「食品衛生申請等システム」を導入することで、営業許可等の手続きの効率化、食品関係事業者の行政手続きの負担の軽減を図る。
対象者	区内で営業等を営む食品関係事業者（申請者・届出者）
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>現在、区では食品衛生法に基づく申請等については紙ベースで受け付け、「保健情報システム・対物系食品衛生サブシステム」において管理を行っている（保健情報システム・対物系食品衛生サブシステムの導入については、平成24年度第5回本審議会承認済）。</p> <p>今般、「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）」による営業届出制度の創設・食品関係事業者による自主回収事案の報告に係る制度化（令和3年6月1日施行）にあたり、国（厚生労働省）は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（令和元年6月5日公布改正）」に基づき、営業許可等の申請手続きの効率化、食品関係事業者の負担を軽減する必要性を考慮し、以下の機能を有する全国共通基盤の「食品衛生申請等システム」を整備した。</p> <p>そのため、区においても、食品関係事業者の利便性の向上や事務の効率化を図ると共に、食品リコール情報等の一元管理及び迅速な情報共有等により、区民等の飲食に起因する事故防止など、食品衛生行政の質的な向上に寄与するため、法令等に基づく当該システムとの外部結合を行う。</p> <p>2 食品衛生申請等システムの主な機能</p> <p>(1) 申請・届出機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関係事業者からの営業許可申請（変更・地位承継・更新・廃業含む）を受けて、保健所において申請内容確認、検査結果登録を行う。</li> <li>・届出対象事業者は、営業届（変更・地位承継・廃業含む）を登録し、保健所が受理する。</li> </ul> <p>(2) 食品等自主回収機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関係事業者において提供する食品の回収事案が発生した際に、食品関係事業者が回収事案を登録し、回収状況（経過・終了）を更新する。</li> <li>・回収事案が登録された場合は、システムを通じ、都道府県等本庁・保健所に報告される。</li> <li>・食品関係事業者が登録した回収事案の情報は、情報サイトを通じて消費者に公開される。</li> </ul> <p>(3) 衛生証明書発行機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関係事業者からの申請を受けて、衛生証明書発行を行う。</li> </ul> <p>3 対象数</p> <p>新宿区管轄施設数 約27,000件</p> <p>※…個人情報の流れは、資料25—1参照</p>

## 件名 食品衛生申請等システムに係る外部結合について

保有課(担当課)	衛生課
登録業務の名称	食品衛生申請等システム
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【区内で営業等を営む食品関係事業者(申請者・届出者)に係る情報項目】 資料25-2のとおり
結合の相手方	国(厚生労働省)
結合する理由	国(厚生労働省)は、食品衛生法改正による営業届出制度の創設や食品関係事業者による自主回収事案の報告に係る制度化にあたり、食品関係事業者にかかる負担を軽減する必要があると考え、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(令和元年6月5日公布改正)」に基づき、全国共通基盤となる食品衛生申請等システムを整備した。この食品衛生申請等システムの運用が開始されるため、区においても、食品関係事業者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、当該システムに結合する必要性が生じた。
結合の形態	パブリックネットワークとは切り離された閉域ネットワークとして構築され、地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク「LGWAN」を介し、区イントラネットシステムと国(厚生労働省)が管理・運用する食品衛生申請等システムを接続する。
結合の開始時期と期間	令和3年6月1日から(予定)(以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	食品衛生申請等システムの運用にあたり、開発元である国(厚生労働省)に対し、以下の情報保護対策を講じることを確認した。  【運用上の対策】 1 外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」を遵守させる。 2 国(厚生労働省)には、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」及び「厚生労働省情報セキュリティポリシー」を遵守させる。  【システム上の対策】 1 ネットワークは、専用のLGWAN回線を介した接続とし、特定相手以外との通信は不可とする。 2 送受信する情報は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする。 3 ファイア・ウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入・改ざんやウイルス感染を防止する。 4 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 5 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 6 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワードの確認措置をとり、指定した担当職員以外の利用はできないものとする。 7 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。また、区市町村毎に、情報へのアクセス制御を実施し、他

	<p>自治体の情報へのアクセスを不可とする。</p> <p>8 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。</p>
--	---